



沖縄県とエクスペディアホールディングス株式会社における  
沖縄県の観光振興に関する連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）とエクスペディアホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、沖縄県内における連携事業の実施について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界水準の観光リゾート地」の実現に向けて、甲及び乙が有する資源の効果的な活用と、相互の緊密な連携及び協力により、沖縄のさらなる観光振興の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携し協力する。

- （1）観光客拡大に関すること
- （2）宿泊客数・宿泊日数の増加に向けた取組みに関すること
- （3）観光産業の発展・魅力向上に関すること
- （4）観光人材の育成に関すること
- （5）災害などの観光危機における緊急時対応に関すること
- （6）その他、地域活性化の促進、地域社会への貢献等に関すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（連携・協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる項目を実施するときは、乙に連携及び協力を要請することができる。この場合において、乙は事業に支障のない範囲でこれに応えるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合において甲に周知に係る連携及び協力を要請することができる。この場合において、甲は、事業に支障のない範囲でこれに応えるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請を行うときは、事業の目的等を個別具体的に明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電子メール等で要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。



(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条及び前条の規定による連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月29日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事

乙 東京都港区六本木1丁目9番10号  
エクスペディアホールディングス株式会社 代表取締役  
ロジックパートナーサービス  
日本・ミクロネシア地区シニアディレクター